

# 社会福祉法人白寿会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白寿会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1.により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1.により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表1.により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (監事の勤務報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1.により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

## 附 則

この規程は、平成28年12月31日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 会 出 席 報 酬 等 (日額)	10,000円	下記による	
評 議 員 出 席 報 酬 等 (日額)	10,000円	下記による	
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	10,000円	下記による	
評議員選任・解任委員出席等 (日額)	5,000円	下記による	

尚、実費弁償費は住所地により下記による。

氷見市内 . . . 2,000円

高岡市等近隣地域 . . . 3,000円

富山市等近隣外地域 . . . 5,000円

県外等の地域 . . . 実費清算

ただし、理事長・施設長・事務長は支給対象外となります。